

## 令和7年度第2回浜田市保健医療福祉協議会 会議録

会議名	令和7年度 第2回浜田市保健医療福祉協議会
開催日時	令和7年12月23日（火）18：30～20：00
開催場所	浜田市役所4階 講堂A B
会議の担当	健康福祉部 地域福祉課
議題	1 浜田市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について 2 浜田市こども計画（子ども・子育て支援事業計画）の変更について 3 乳児等通園支援事業（通称：子ども誰でも通園制度）の実施について
公開・非公開	公開（傍聴者0名）

### 【出席者】

委員 (16名)	大石委員、中島委員、角委員、青木委員、梶原委員、川神委員、小原委員、煙艸委員、布施委員、中本委員、岡本委員、山根委員、宮木委員、丸田委員、岡本委員、富金原委員
事務局 (10名)	久保健健康福祉部長、中谷地域福祉課長、小驛地域福祉係長、紀健康増進担当課長、野上健康づくり係長、岩地健康づくり係専門技術員、龍河子ども・子育て支援課長、小林子育て世代包括支援担当課長、吉村子ども政策係長、福間保育所幼稚園係長

### 1 会議成立報告

20名中16名の出席により、委員の半数を満たす。

### 2 会長あいさつ

### 3 【議題事項】

#### (1) 浜田市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定及びパブリックコメントの実施について（議題資料No.1-1～参考資料）

①事務局から改定の概要、計画の素案について説明。

委員	改定の具体的な内容のひとつとして、「情報提供・共有、リスクコミュニケーション」があげられており、これは広報という意味だと思う。例えば、手洗いやマスクの着用など、個人でできることを対策としてやってくださいということだと思うが、広報の方法というのは従来と変わらないのか。
事務局	新型インフルエンザがまん延し、国が特別措置法を適用した場合は、従来よりは充実した情報提供・共有をしなければならないと思う。

## 令和 7 年度第 2 回浜田市保健医療福祉協議会 会議録

委 員	しっかりとした情報発信をしなければいけないと思うし、市民の方の相談窓口について案内をするのか。
事務局	本計画においても、広報等の媒体を通じて情報発信することを想定している。また、市民の方の不安が強まり、問い合わせが増えてくるという場合においては、新型コロナウイルス感染症の場合と同様にコールセンター等を設置し、不安を軽減する対策を行う必要があると考える。
委 員	コールセンターを設置するということだが、人員体制はどうなるのだろうか。また、外国の方や耳の不自由な方に対してはどのようにコールセンターを機能させるのか。
事務局	今の段階では具体的に申し上げにくいが、新型コロナウイルス感染症の場合のように、国が緊急事態宣言を発令した場合、コールセンターの設置についても基本的な対処方針が示されると思うので、その方針に沿って運用をすることになる。 また、相談窓口のデジタル化というのも進んでくるのではないかと思う。
委 員	計画案の 79 頁で浜田市の新型インフルエンザ等対策本部の組織図が示されているが、これにはコールセンターについては記載されていない。 コールセンターを設置するのであれば、この組織図にコールセンターも記載するべきではないかと思う。
事務局	対策本部の指揮系統としてはこの組織図のとおりになるが、市の対策本部各部に健康福祉部も含まれており、実際にコールセンターが設置されることとなった場合は、健康福祉部が担当の窓口となる想定である。
委 員	コールセンターについては、おそらく保健所が最初に相談窓口を設けることになると思うが、まん延するような状況になった場合は国から要請を受けて、コールセンター業務を外部に委託する場合もあるかと思う。

### ②決議について

審議をいただいた「浜田市新型インフルエンザ等対策行動計画」について、現行案で令和 8 年 1 月 14 日（水）～令和 8 年 2 月 12 日（木）の間、パブリックコメントを実施することについてお諮りし、全員賛同により可決された。

## 令和7年度第2回浜田市保健医療福祉協議会 会議録

### (2) 浜田市こども計画（子ども・子育て支援事業計画）の変更について (議題資料No.2-1～No.2-7)

#### ①事務局から変更内容の概要について説明。

委 員	議題資料No.2-3 の 5 頁の変更箇所の部分で、乳幼児通園支援事業について、保護者へ情報提供を行う予定と記載されているが、情報提供を行わない場合もあるということだろうか。他の箇所は「～をします」という表記をしているので、違和感があるのだが。
事務局	曖昧な表現をしており申し訳ない。保護者への情報提供は必要なものと考えているので、標記を「行います」に修正する。

#### ②決議について

審議をいただいた「浜田市こども計画（子ども・子育て支援事業計画）」について、現行案により変更すること、また、軽微な変更であるため、パブリックコメントを実施しないことについてお諮りし、全員賛同により可決された。

### (3) 乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）の実施について (議題資料No.3)

#### ①事務局から事業内容について説明。

令和8年4月から、社会福祉法人 誠和会（浜田市港町263-1）から事業実施計画書が提出されたため、内容について審議を行った。

委 員	令和8年4月からは社会福祉法人 誠和会（以下：誠和会）しか事業実施をしないということで良いか。
事務局	施設に対しては一律に募集を行ったが、結果として誠和会しか実施しないこととなった。しかし、制度に興味を持っていただいた事業者は他にもあった。
委 員	この制度の運用が始まった場合、どのくらいの人数の利用があるかというような、大まかなイメージはあるか。
事務局	資料2頁の下段に必要定員について記載しているが、1時間あたり最大10人の利用を見込んでいる。
委 員	制度の運用開始後の課題をどのように考えているか。
事務局	まず市民の方に制度を理解していただくことが課題と考えている。一時預かり事業とこども誰でも通園制度の違いは、正直などろ分かりにくいのではないかと思う。 それぞれの制度の違いを理解いただいたうえで、適した制度を利用していただくことが大事だと思っている。

## 令和7年度第2回浜田市保健医療福祉協議会 会議録

委 員	<p>事業を実施するにあたり、職員の配置基準や施設の設置基準などについてご説明があったが、保護者の就労要件を問わず利用できるということで、色々な方が利用されると思う。</p> <p>そうした場合に、保護者への対応などについて園や市が研修を行うというような計画はあるか。</p>
事務局	<p>現在のところ研修をするという予定はないが、制度の実施にあたっては利用者のニーズなどを踏まえながら運営していく必要があると思うので、事業者と情報を共有しながら検討していきたい。</p>
委 員	<p>この制度の運用により、何か問題が発生したときは誠和会が解決するのか、それとも市と情報共有して指導などをされるのか。制度の運用にあたり、誠和会と定期的な情報共有の場を持つ予定があるか伺いたい。</p>
事務局	<p>浜田市でも初めて実施する制度になるので、今後事業を拡大するにあたり様々な課題が出てくると思う。誠和会と情報共有をする場を作りながら運用していきたいと考えている。</p>
委 員	<p>誠和会では専用室独立型で実施されるということだが、専用室でこどもを預かるということで、他の園児との交流はやや少なくなるのではないかと思う。</p> <p>そうした場合に、「こども誰でも通園制度」の意義のひとつでもある、同年齢のこどもとの関わりによる社会情緒的な発達がうまくいくのかなという気がする。</p> <p>もし、専用室独立型の利用人数が十分確保できなかった場合は、他の園児さんとどのように交流するかについても整理することが大事ではないかと思う。</p>
事務局	<p>余裕活用型については、通常の保育の枠組みの中で行うので、通常保育の入所が増えてくると、こども誰でも通園制度で受け入れることのできる定員が減ってすることになる。また、在園児合同型であると、朝から夕方まで預かるこどもと、2時間で帰るこどもが一緒にいることで、保育の計画を立てたりすることが難しいというところもある。</p> <p>誠和会では、こども誰でも通園制度を利用するこどもに、通常保育の園行事にも参加していただくななど、こども同士が交流する機会を設ける予定である。</p>
委 員	<p>誠和会の事業実施計画書を見ると、職員の配置状況は2名とあり、利用定員は0歳児2名、1歳時2名、2歳児2名の計6名となっているが、例えば0歳児のこどもが6名来たいという日は、この職員配置で受入が可能か。</p>
事務局	<p>可能である。ただし、他のこどもはその日は受入ができない。</p>

## 令和7年度第2回浜田市保健医療福祉協議会 会議録

委 員	<p>利用料については、1時間300円、月の上限が10時間ということで、それなりに費用がかかると思うが、低所得世帯への配慮などはあるのだろうか。</p> <p>また、医療的ケア児も利用できるのかお伺いしたい。</p>
事務局	<p>生活保護世帯や住民税非課税世帯の方については、利用料の減免を予定している。</p> <p>医療的ケア児についても受入をしていただきたいところではあるが、職員配置などにも影響があるため、誠和会と協議して判断していきたい。</p>
事務局	<p>1点補足説明として、令和8年4月から子ども誰でも通園制度を実施するのは1事業者であるが、今後実施を希望する事業者があれば、この協議会の場でお諮りする予定としているので、その際はよろしくお願ひする。</p>

### ②決議について

審議をいただいた、乳児等通園支援事業（通称：子ども誰でも通園制度）について、令和8年4月から社会福祉法人 誠和会が実施することをお諮りし、全員賛同により可決された。

### (4) その他

委 員	<p>本日は計画の改定や制度についての審議だったと思うが、国の法律に沿って浜田市が行うことについて、意見を述べることは難しい。</p> <p>こうした協議会においては、公立病院やデイサービスなどの事業所で赤字が多く、それらの施設がなくなったらどうするかなど、市民の方への影響が特に大きい事項について話をしてもらわないと、何のために協議会をしているのか分からぬ。そのような話をされれば、我々も地域の代表としてこの会議に出席しているので、意見を言いやすい。</p> <p>今後、協議会でもそういった話ができるよう検討していただけばと思う。</p>
事務局	<p>この協議会は、浜田市の保健医療福祉に関する事項について、ご審議をいただく附属機関として設置されているので、計画策定にあたっての審議などの役割があることはご理解をいただきたい。</p> <p>この協議会でより広く地域課題についての議論をするべきだというご意見であり、そういう場を設けることも必要だと思う。</p> <p>この場で即答はできないが、今後ご意見をいただく機会について検討したいと思う。</p>